

# 建築確認の

# 電子申請 が

# 簡単!!

になりました



※電子申請の可否や手続きの詳細については、審査機関にお問い合わせください。

- ☀ 押印・電子署名は不要
- ☀ 電子ファイル送信だけで申請完了
- ☀ 専用ソフトも不要
- ☀ 印刷・折り込み等の手間が一切なし

## 申請の流れ(例)

### 利用者登録

受付機関の電子申請システムに利用者登録を行い、利用者IDを取得します。利用者登録は受付機関ごとに行います。

### 申請用ファイル作成

CAD、PDF作成ソフト等で申請用のファイルを作成します。写しの必要な書類は、スキャンデータを準備します。以前のように書類に押印したりデータに電子署名したりする必要はありません。

### 確認申請

受付機関の電子申請システムにファイルを送信するだけで申請が完了します。専用ソフトのインストールも不要です。ペーパーレスなので印刷、折り込み等の手間もなくなります。

### (必要に応じ) 補正

受付機関の電子申請システムに補正したファイルを送信します。申請済み最新図は電子申請システムで随時表示可能です。

### 確認済証交付

郵送にて確認済証の書面交付を受けます。

### 中間・完了検査申請

確認申請と同様に申請します。

### 合格証・検査済証交付

郵送にて中間検査合格証・検査済証の書面交付を受けます。



## 電子申請のメリットは？

書面申請と比べて、申請書類の印刷・折り込み作業や、申請書類の提出のためだけの窓口までの移動が必要ありません。また、住宅性能評価等の申請書への確認申請書記載情報の自動転記、審査進捗状況の表示機能などを提供している審査機関もあります。



## 電子申請の準備はいろいろ面倒と聞くけど...

面倒な点は解消されています。

以前は必要とされた電子署名や電子証明書の取得手続きが令和3年1月以降不要となり、申請書類の電子ファイルを送信するだけで正式な申請として扱えるようになりました。補正における電子署名も不要となり、電子ファイルの送信で電子申請手続きが可能となっています。

なお、建築士法で求められていた設計図書への設計者の押印、構造安全証明書への割印についても令和3年9月以降不要となっています。



## 申請後の図面を再度参照できるの？

はい、参照できます。電子申請システムの申請者専用ページから、既に申請した図面を再度参照できる仕組みがほぼすべての電子申請受付機関で採用されています。



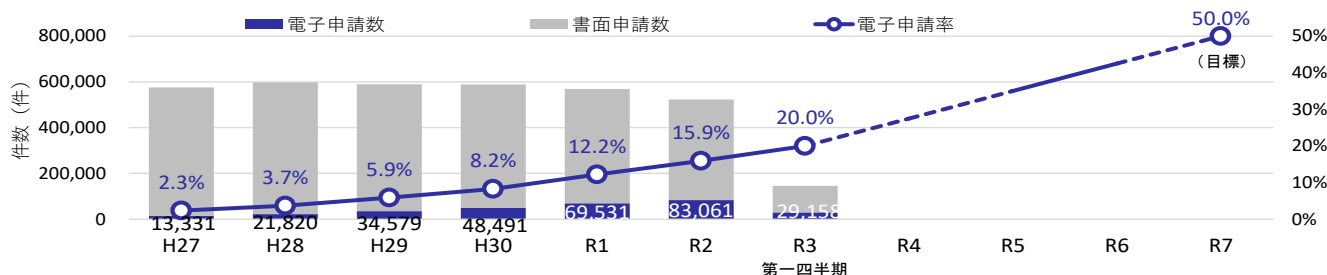
## 確認済証と副本交付はどのように行われるの？

確認済証交付は郵送等により書面で交付されます。副本は申請者専用ページからダウンロードして交付を受けることが一般的です。



## 建築確認の電子申請はどのくらい普及しているの？

電子申請率は概ね20%程度(令和3年9月現在)で増加傾向にあり、政府は令和7年度末に50%とすることを目標としています。



## 電子申請の受付が可能な機関は？

電子申請に対応した審査機関は下記サイトをご参照ください。

URL <https://www.icba.or.jp/denshishinsei/#a02> (ICBA WEBサイト)

